

第4章 計画の推進体制

1 計画の進行管理体制

(1) 進行管理体制

本計画では、温室効果ガスの削減目標の達成状況を把握するため、本市の温室効果ガス排出量について毎年集計を行い、集計結果や取組みに対して点検・評価を実施します。

結果については報告書を作成し、本市のホームページに掲載するほか、「藤岡市環境審議会」に報告します。

なお、進行管理体制については次の図13のとおりです。

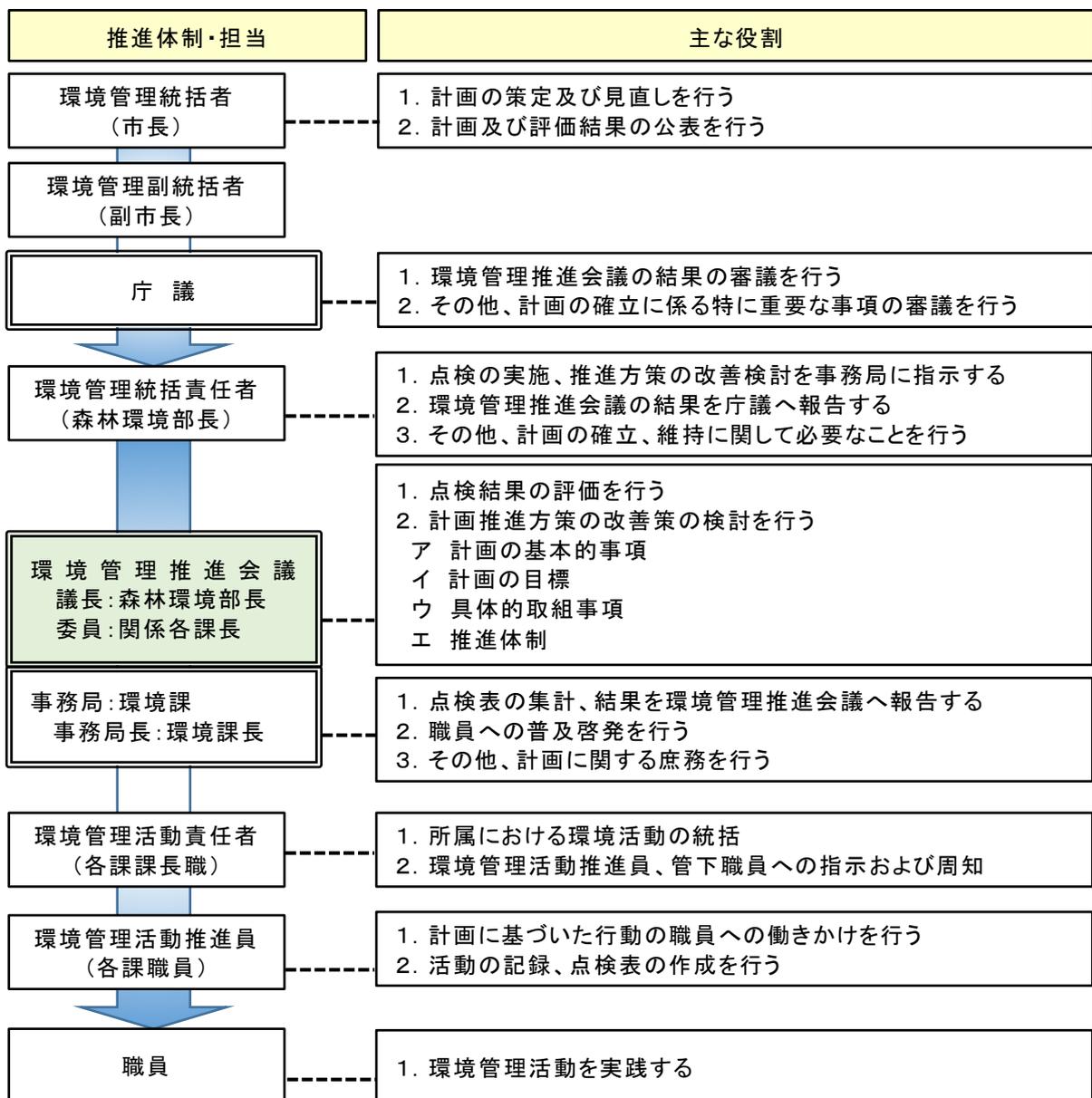


図12 実行計画の進行管理体制

2 周知・意識啓発

(1) 制度の周知徹底

事務局は、環境管理活動責任者等に対して実行計画に関する説明会を必要に応じ開催する。

(2) 職員の意識啓発

- ①事務局は、環境に関する情報を庁内 LAN 等で周知し、情報の共有化を推進する。
- ②事務局は、各職員から実行計画推進のための改善提案、新たな取組み事項の提案を必要に応じて募集する。

(3) 市民・事業者の意識啓発

事務局は、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減について、市民・事業者に対して効果的に啓発を行う。

3 点検・集計・評価・公表

(1) 活動状況の点検、集計

- ①事務局は、年度毎に各課に対し温室効果ガスの排出量等の数量調査、職場における環境活動実態調査を実施する。
- ②温室効果ガス排出量等の数量調査については、環境管理活動推進員が記録・点検表の作成等を行う。
- ③職場における環境活動実態調査については、環境管理活動責任者による自己点検を実施する。
- ④市全域における温室効果ガス排出量等の数量調査については、事務局が国や群馬県の公表資料等を基に作成する。
- ⑤事務局は、各課の点検結果を速やかに集計し、その結果を環境管理推進会議に報告する。

(2) 点検結果の評価

- ①環境管理推進会議は、点検結果の評価を行い、必要に応じ改善策を検討し、その結果を速やかに庁議に報告する。
- ②改善措置の必要が認められる課があった場合は、環境管理統括責任者が環境管理活動責任者に対し指示を行う。
- ③指示を受けた環境管理活動責任者は速やかに是正処置を行い、その結果を事務局に報告する。

(3) 点検結果の公表

- ①環境管理統括者（市長）は、温対法第 21 条第 15 項に基づき、温室効果ガス総排出量を含む実行計画に基づく措置の実施状況を公表するとともに、藤岡市環

境審議会に報告する。

- ②公表方法は、市広報紙やホームページへの掲載など、広く住民に周知を図れる方法とする。

4 計画の改善手順

環境管理推進会議は、年1回事務局が集計した点検結果の報告を受け、以下の事項について検討し、庁議に報告する。

(1) 計画の基本的事項

次に掲げる事項を踏まえ、対象とする事務・事業並びに組織・施設の範囲など、計画の基本的事項に変更が必要かどうか検討する。

- ・法律の改正があった場合 など

(2) 計画の目標

次に掲げる事項を考慮して、目標の妥当性について検討する。

- ・目標の達成度と取組みの実施効果

(3) 具体的取組み事項

次に掲げる事項を考慮して、改善を検討する。

- ・職員における取組み実行の現実性
- ・職員からの改善の提案並びに新たな取組みの提案